平成２２年（フ）第２８３２号
名古屋市南区堤起町２丁目３番地の２　アーバン堤起３Ａ号
債務者　黒坂　真敏
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８７８号
愛知県津島市神守町字下町25番地　コーポ桑山102号
債務者　伊勢　淳已
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１１１号
名古屋市港区港北町３丁目38番地の２　港北マンション201号
債務者　中澤　琴次
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５２号
三重県鈴鹿市桜島町５丁目７番地の１　市営桜島団地Ｉ棟631―10
債務者　成清　智子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２６２号
三重県津市白塚町282番地２　県営住宅白塚団地Ｐ２―101号
債務者　西川　孝子
1　決定年月日時　平成22年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２６８号
三重県津市芸濃町椋本892番地173
債務者　橋倉　理恵
1　決定年月日時　平成22年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２９２号
三重県津市中央18番７号　中央マンション302号、前住所三重県津市中央５番19号
債務者　村山ひろ𠮷
1　決定年月日時　平成22年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２９３号
三重県鈴鹿市中旭が丘１丁目９番５号　レジデンス旭が丘202号
債務者　山口　裕子
1　決定年月日時　平成22年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２５５号
滋賀県彦根市高宮町1385番地５　サンクリエート日の出301号、前住所滋賀県彦根市東沼波町1074番地４　308号
債務者　福原　正隆
1　決定年月日時　平成22年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第２５６号
滋賀県彦根市高宮町1385番地５　サンクリエート日の出301号、前住所滋賀県彦根市東沼波町1074番地４　308号
債務者　元野　正美
1　決定年月日時　平成22年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第２７８号
滋賀県東近江市八日市清水３丁目１番23号　リバティーハイツ203号
債務者　宇野　晋子
1　決定年月日時　平成22年11月29日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第３９７８号
大阪市住吉区遠里小野２丁目４番20―102号
債務者　森本マツヱ
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２４１号
大阪市住吉区南住吉１丁目14番２―509号
債務者　大山　勝善
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２７２号
大阪府高槻市栄町１丁目３番５―104号
債務者　谷川　弘一
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５４４号
大阪市住吉区苅田５丁目19番26―503号
債務者　森　　和彦
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８８５４号
大阪府東大阪市高井田元町２丁目27番27号
債務者　福田　直子
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３３１号
神戸市北区有野台５丁目３番Ｂ45棟205号
債務者　井本　忠一
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部